

入札心得

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)または委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の10以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

(1)入札参加者が保険会社との間に、長野県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該補償保険契約書を所長に提出して確認を得たとき。

(2)入札参加者過去2年間に、国または地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

(3)前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。

2 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

3 入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を所長に提出して確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第3条の3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1)入札執行前には、入札辞退届(任意様式)を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2)入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(工事(業務)費内訳書の提出)

第3条の4 入札参加者は、予定価格の事前公表を行う工事等においては、入札に際し、当該工事等に係る工事(業務)費内訳書(任意様式。最低限、数量、単価及び金額を明らかにしたもの。)を提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、所長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1)入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2)同一人が入札した2通以上の入札書

- (3)入札参加者が協定して入札した入札書
 - (4)金額を訂正し、訂正印のない入札書
 - (5)記名、押印のない入札書
 - (6)誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (7)前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- (開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。
(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1)最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2)落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (3)落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取り引きの秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、所長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をしたものが2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、予定価格の事前公表を行う工事等の入札については、再度の入札は行わない。

(入札保証金の処理)

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

第10条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5億円以上の工事については、仮契約とする。

- 2 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を所長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと所長が認めたときは、この限りでない。

- 3 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第11条 契約人は、契約(本契約)締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第12条 契約人は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

- 2 契約人は、契約した工事に係る下請け代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で所長に報告しなければならない。